

那覇市告示第 610 号

令和 5年 3月 30日

指定障害福祉サービス事業者等の公示について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の24第1項第3号、第4号及び第5号の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定の取消処分を行ったことを、下記のとおり公示する。

那覇市長 知念 寛



記

法人名	有限会社 教育文化社
法人所在地	那覇市字大道28番地 エバメゾン大道1階
法人代表者	宮里 祐光
事業所名	児童デイサービスドリーム
事業所所在地	那覇市字大道28番地 エバメゾン大道1階
指定年月日	平成24年4月1日
事業所の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
処分内容	指定の取消(令和5年3年31日)
処分理由	人員基準違反、運営基準違反、障害児通所給付費の請求に関する不正